入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

- 第2条 この法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする者に対しては、別表に掲げる事項を主たる内容とし、理事会の決議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。
- 2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において個別に審議の上入会の可否を 決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

- 第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理 事会が別に定める変更届の提出を求める。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公 開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第10条により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

- 第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。
- 2 定款第 11 条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

- 第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その 理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めること とする。
- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入

会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成23年7月20日から施行する。